

令和 4 年度 輪之内町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年輪之内町条例第 15 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、輪之内町内における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 1 日

輪之内町長 木 野 隆 之

1 処理の基本方針

- (1) ごみを出す人は、廃棄物のうち再利用が可能なものは有効利用を図り、自己処理が可能なものは自己で処理し、家庭系一般廃棄物の排出にあたっては 7 分別（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、瓦れき類、その他のごみ）を行い、指定された集積所へ収集日に搬出し、整理するものとする。
- (2) 町は、ごみを出す人に対する分別や排出方法について積極的な啓発活動を行い、周知を徹底するものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則としますが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、処理主体の処理施設を利用して処分することができるものとする。

2 一般廃棄物の排出口及び排出量及び処理量見込み

(1) 一般廃棄物の排出口	し尿	480 人／年
	浄化槽汚泥	5,200 人／年
	ごみ	9,400 人／年
(2) 一般廃棄物の排出量	し尿	280 kl／年
	浄化槽汚泥	4,500 kl／年
	ごみ	2,660 t／年
(3) 各施設における一般廃棄物の処理量	し尿・浄化槽汚泥	4,780 kl／年
	ごみ	2,660 t／年

この計画期間における種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体は、3-(1)イ、3-(2)エ及び別紙 1 のとおりです。また、廃棄物ごとの運搬量及び事業者名は、別紙 2 のとおりである。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) し尿

ア 収集・運搬

し尿の収集・運搬は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けた業者が輪之内町全域を原則として毎月1回次により行う。

地区	収集の時期	収集・運搬業者
仁木	別紙3のとおり	大垣市外花6丁目46番地 トバナ産業株式会社
福東		
大藪		

イ 処分

し尿の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センター（所在地：大垣市荒川町852番地）において行います。

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度		収集・運搬		処分	
	排出量 kl/年	排出量 見込み kl/年	排出量 kl/年	要処理量 kl/年	処理 主体	収 集 回 数	処理 主体	処分 方法
し尿	321	301	280	280	トバナ 産業(株)	定期	大垣衛 生施設 組合	大垣衛 生セン ター で処分

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集・運搬

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可による浄化槽清掃の清掃に伴って生じた汚泥及びスカム等の収集・運搬は、法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けた業者であるトバナ産業株式会社が、バキューム式汚泥収集運搬車を使い、一連の業務として行う。

イ 処分

浄化槽汚泥の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センターにおいて行います。ただし、浄化槽汚泥と区分された沈砂・スクリーンかす等は、原則として当該浄化槽の管理者または浄化槽汚泥の収集・運搬業者が適正に処分するものとする。

ウ 浄化槽汚泥収集・運搬業者の協力義務

浄化槽汚泥の処理場への搬入は、なるべく均等にし、し尿と区別するなど処理場の運転計画に従うこと。

エ 排出量及び処理方法

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度		収集・運搬		処分	
	排出量 kl/年	排出量 見込み kl/年	排出量 kl/年	要処理量 kl/年	処理 主体	収 集 回 数	処理 主体	処分 方法
浄化槽 汚泥	4,711	4,577	4,500	4,500	トバナ 産業(株)	定期	大垣衛 生施設 組合	大垣衛 生セン ター で処分

し尿処理施設名：大垣衛生センター（大垣衛生施設組合）
 所在地：大垣市荒川町852番地
 処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）
 処理能力：340kl/日
 （し尿54kl/日、浄化槽汚泥286kl/日）

(3) 家庭系一般廃棄物

① 可燃ごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指定の規格によらない袋や指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

地区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4 のとおり	有 (各地区)	ごみ袋 半透明、文字色：青 (大)650mm×870mm (小)500mm×600mm	輪之内町藻池新田 5178番地 山田 嘉則

イ 処分

処分は、西濃環境整備組合（所在地：揖斐郡大野町下座倉1375番地の1）の西濃環境保全センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

水切りをよくし爆発物を除き、指定の容器に入れ指定の集積所へ収集日の当日朝8時（地区により指定されている場合は、その時間）までに密閉して出し、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

また、町が実施する生ごみ処理に関する補助金を活用した減量化に取り組み、生ごみの排出の抑制に努める。

② 不燃ごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指定の規格によらない袋や指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

地区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4 のとおり	有 (各地区)	ごみ袋 半透明、文字色：黄 (大)650mm×870mm (小)500mm×600mm	輪之内町藻池新田 5178番地 山田 嘉則

イ 処分

処分は、西南濃粗大廃棄物処理組合（所在地：養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地）の西南濃粗大廃棄物処理センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

指定の容器に入れ指定の集積所へ収集日の当日朝 8 時（地区により指定されている場合は、その時間）までに密閉して出し、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

③ 粗大ごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を説明し、排出者に注意を促す。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙 4 のとおり	有 (エコドーム)	無	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

※輪之内町エコドームの所在地：輪之内町中郷新田 1 5 1 6 番地

イ 処分

処分は、西南濃粗大廃棄物処理組合（所在地：養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地）の西南濃粗大廃棄物処理センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

指定の集積所へ指定された期間内にできる限り小さく分解圧縮して出し、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

④ 資源ごみ

ア 資源ごみの種類

資源ごみの種類は、次の 1 7 種類とし、分別を徹底する。

- 1 紙類（新聞・広告・雑誌・紙パック・段ボール・シュレッダー古紙・その他の紙）
- 2 布類
- 3 小物金物類
- 4 生ごみ
- 5 空き缶（アルミ・スチール）
- 6 ビン（無色・茶色・その他、酒・ビールのリターナブルビン）
- 7 ペットボトル（無色・有色）
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 発泡トレイ（無色・有色・発泡スチロール）
- 1 0 ふとん類（ふとん・マットレス）
- 1 1 バッテリー
- 1 2 割り箸

- 1 3 廃食油
- 1 4 蛍光灯・電池
- 1 5 インクカートリッジ
- 1 6 小型充電式電池
- 1 7 小型家電

イ 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者又は資源回収業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うため排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

1 紙類

紙類は、エコドームによる拠点回収及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

2 布類

布類は、エコドームによる拠点回収及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

3 小物金物類

小物金物類は、エコドームによる拠点回収によるものとします。

4 生ごみ

エコドームによる拠点回収によるものとする。

5 空き缶

空き缶の収集・運搬は、各地区にある集積所で収集する方法（ステーション方式）、エコドームによる拠点回収、エコドームに設置する飲料容器自動回収機及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4 のとおり	有 (各地区)	プラスチック製カゴ	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

6 ビン

ビンの収集・運搬は、ステーション方式及びエコドームによる拠点回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおりに	有 (各地区)	プラスチック製カゴ	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

7 ペットボトル

ペットボトルの収集・運搬は、ステーション方式、エコドームによる拠点回収、エコドームに設置する飲料容器自動回収機によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおり	有 (各地区)	回収容器	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

- 8 その他プラスチック製容器包装
 その他プラスチック製容器包装の収集・運搬は、ステーション方式及びエコドームによる拠点回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおり	有 (各地区)	ごみ袋 半透明、文字色：赤 650 mm×870 mm	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

- 9 発泡トレイ
 発泡トレイは、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 10 ふとん類
 ふとん類は、エコドームによる拠点回収によるものとします。ただし、電気毛布、スプリング入りのマットレスは除くものとする。
- 11 バッテリー
 バッテリーは、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 12 割り箸
 割り箸は、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 13 廃食油
 廃食油は、エコドームによる拠点回収によるものとする。ただし、鉱物油、中指、ラード(豚脂)、パーム油、やし油などの動物脂、植物油(常温で固化する物)は除く。
- 14 蛍光灯・電池
 蛍光灯・電池は、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 15 インクカートリッジ
 インクカートリッジは、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 16 小型充電式電池
 小型充電式電池は、エコドームによる拠点回収によるものとする。
- 17 小型家電
 小型家電は、エコドームによる拠点回収によるものとする。

ウ 処分

種 類	処分業者又は引取業者	回収方法
1 紙 類	大垣市大井3丁目79番地	・ 集団回収 ・ 拠点回収
2 布 類	株式会社 イビ	
3 小物金物類 (アルミ) (スチール) (刃物類)	大垣市大井3丁目79番地 株式会社 イビ 大垣市大井3丁目79番地 株式会社 イビ 関市平和通り4丁目6 岐阜県刃物会館 岐阜県関刃物産業連合会	
4 生ごみ	安八郡輪之内町四郷211番地の1 特定非営利活動法人ピープルズコミュニティ	・ 拠点回収
5 空き缶	安八郡神戸町加納井之町32番地 今村金属株式会社	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
	滋賀県長浜市細江町864-4 ティーエムエルデ株式会社	・ 飲料用容器自 動回収機
	大垣市大井3丁目92番地の3 大垣市資源再利用推進事業会 他	・ 集団回収
6 ビン	大垣市荒尾町674番地 丸硝株式会社	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
7 ペットボトル	広島県福山市曙町1丁目13番15号 株式会社エフピコ	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
	滋賀県長浜市細江町864-4 ティーエムエルデ株式会社	・ 飲料用容器自 動回収機
8 その他プラスチック製容器包装	安八郡輪之内町中郷新田1354 株式会社岐阜リサイクルセンター	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
9 発泡トレー	広島県福山市曙町1丁目13番15号 株式会社エフピコ	・ 拠点回収
10 ふとん類(羽毛製品)	三重県多気郡明和町大字山大淀3255 河田フェザー株式会社	・ 拠点回収
11 バッテリー	愛知県名古屋市中区昭和町14番地の24 株式会社アビジ	・ 拠点回収
12 割り箸	愛知県春日井市王子町1 王子製紙株式会社	・ 拠点回収
13 廃食油	岐阜県養老郡養老町石畑808番地2 マルイワ産業有限会社	・ 拠点回収
14 蛍光灯・電池	養老郡養老町有尾字下池663番地 西南濃粗大廃棄物処理センター	・ 拠点回収
15 インクカートリッジ	長野県諏訪市湖岸通り一丁目18番12号 エプソンミズベ株式会社	・ 拠点回収
16 小型充電式電池	東京都港区芝公園3-5-8 機会振興会館 一般財団法人JBRC	・ 拠点回収
17 小型家電	愛知県名古屋市中区昭和町14番地の24 株式会社アビジ	・ 拠点回収

エ 排出者の協力義務

・ステーション回収

指定の集積所へ収集日の当日朝8時（地区により指定されている場合は、その時間）までに各集積所に設置されている指定の容器に入れ、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

・拠点回収

拠点施設（エコドーム）に各自が搬入する際には、付近住民に迷惑がかからないよう注意するとともに、施設の排出基準に従う。

⑤ 瓦れき類

一般家屋の取り壊し等により排出される瓦・レンガ・コンクリート片（こぶし大の大きさまでとする）等の運搬は排出者自らが行き、処分は町の指定する最終処分場で行う。

⑥ その他のごみ

一般家庭から排出される次の廃棄物で処理が困難なものについては、引き取り業者へ各自が直接持ち込むこととする。オートバイについては、メーカー等が実施するリサイクルによる回収に出すこと。

処理困難物（例示）

タイヤ、消火器、農機具、エンジンオイル、薬品類、プロパンガスボンベ等

(4) 事業系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自らが責任を持って収集・運搬・処分を行うか、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者（別紙5）に委託して処理を行うものとする。

4 一般廃棄物のうち分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び排出者が遵守すべき分別の基準

(1) 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	資源ごみ（スチール缶）
主としてアルミニウム製の容器包装	資源ごみ（アルミ缶）
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・リターナルブルビン	資源ごみ（ビン） ・無色のビン ・茶色のビン ・その他のビン ・酒ビン ・ビールビン
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆ、めんつゆ・ノンオイルドレッシングの調味	資源ごみ（ペットボトル） ・無色のペットボトル

料等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器	・有色のペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であり、上記に係る容器を除くもの	資源ごみ ・その他のプラスチック製容器包装 ・無色の発泡トレイ ・有色の発泡トレイ ・発泡スチロール
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための容器であり、原料としてアルミニウムが利用されているものを除いたもの	資源ごみ（紙類） 紙パック等

(2) 排出者が遵守すべき排出の基準

ア 資源ごみ（紙類・布類・小物金物類・生ごみ・空き缶・ビン・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装・発泡トレイ・ふとん・カーペット類・バッテリー・割り箸・廃食油・蛍光灯・電池・インクカートリッジ・小形充電式電池・小型家電）については、3-(3)-④に定める協力義務を遵守して資源物として取り扱うとともに、異物の除去を行い、町が指定する収集日に排出する。

なお、空き缶及びペットボトルについては飲料用容自動器回収機の適正な利用も排出の基準に含まれるものとする。

イ 紙パック等については、洗浄・乾燥を行い切り開いた後、エコドームに備えつけた所定の容器に入れるか、スーパー等の店頭回収または各種団体の集団回収を利用する。

5 特定家庭用機器廃棄物

(1) 特定家庭用機器廃棄物の種類

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で定めるテレビ・薄型テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機

(2) 処理の方法

ア 特定家庭用機器廃棄物は、原則として特定家庭用機器小売販売業者が引き取り、指定引き取り場所で引き渡すものとする。

地区	収集日	集積所	収集・運搬者	備考
町全域	随時	無	特定家庭用機器小売販売業者	・再商品化券が貼付されていること（別途、運搬料金が必要）。 ・特定家庭用機器再商品化法に定める指定取引場所で引き渡すこと。
			大垣市外花6丁目46番地 トバナ産業株式会社	

イ 家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接搬入する。なお、家電リサイクル券を郵便局で購入する際には、製造メーカー名の確認が必要である。

6 一般廃棄物の処理施設

(1) 可燃ごみ処理施設

施設名 : 西濃環境保全センター (西濃環境整備組合)
所在地 : 揖斐郡大野町下座倉 1 3 7 5 番地 1
処理方式 : 旋回流型流動床焼却炉及びガス化高温溶融炉
公称能力 : 90 t / 日 × 3 炉

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

施設名 : 西南濃粗大廃棄物処理センター (西南濃粗大廃棄物処理組合)
所在地 : 養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地
処理方式 : 二軸剪断式破砕機及び横型回転式破砕機による破砕処理
公称能力 : 70 t / 5 時間

(3) 最終処分場

- ア 施設名 : 輪之内町一般廃棄物最終処分場
所在地 : 輪之内町南波字村上地内
埋立対象物 : 瓦、レンガ、壁泥(わらを含まないものに限る)、
コクリート破片(こぶし大の大きさまでとする)
- 全体面積 : 7, 623 m²
埋立地面積 : 6, 548 m²
埋立容量 : 31, 193 m³
- イ 施設名 : 西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場
所在地 : 養老郡養老町有尾字下池地内
埋立対象物 : 不燃ごみ (破砕残渣)
埋立地面積 : 10, 100 m²
埋立容量 : 30, 600 m³
埋立方式 : サンドイッチ方式

7 一般廃棄物の収集・運搬体制整備計画

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、重要な事業である。しかも、その費用は清掃事業全体に占める割合も高く、ごみの量や多様化するごみの質に適切に対応するため、収集能力の適正化と輸送体制の効率化に配慮しごみ処理事業を展開する必要がある、適正な収集・運搬体制の整備を図る。

8 その他一般廃棄物の処理に関する事項

搬入禁止のもの

- ア 危険物及び危険物の容器
イ 当該施設において処理できないもの

ウ 産業廃棄物

9 ごみ減量化・リサイクル推進事業

(1) 組織整備事業

- ア 輪之内町廃棄物減量等推進員制度の充実
 - ・説明会、研修会の開催
- イ 輪之内町廃棄物減量等推進審議会の継続的審議
 - ・審議会、研修会の開催
- ウ 環境パトロール隊の編成
 - ・環境監視、不法投棄防止

(2) 啓発・啓蒙事業

- ア 啓発活動の強化
 - ・広報の活用
 - ・E C O輪之内（環境ホームページ）の活用
＜ホームページアドレス <http://mu.roo.ne.jp/>>
 - ・分別に関するパンフレット等の作成・配布
 - ・レジ袋の無償配布中止に伴うマイバッグ持参の奨励
 - ・小型家電リサイクル法による小型家電リサイクルの推進
 - ・住民への剪定枝粉碎機無料貸出による剪定枝の資源活用推進
 - ・農業用資機材（産業廃棄物）処分方法の周知徹底
 - ・食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進
- イ 説明会の開催
 - ・減量等推進員の協力
 - ・N P O団体との協働
- ウ 地域リーダーの育成
 - ・地域において指導できる立場のごみ減量アドバイザー設置
- エ 環境教育の実践
 - ・エコドームを利用した環境学習の推進
- オ ごみ減量化・リサイクルイベントの開催
 - ・環境に関するイベント開催
- カ 事業所への啓発
 - ・事業所へのごみの排出抑制及び資源ごみの分別による減量化の啓発
 - ・業界紙、機関誌への啓發文掲載
- キ 環境パトロール隊の研修の実施

(3) 回収・収集システム、処理システムの確立

- ア 自家処理の奨励

- ・ 輪之内町生ごみ処理機購入費補助金の交付
- イ 資源回収システムの拡充
 - ・ 各種団体の実施する資源分別回収事業に対する奨励金の交付
- ウ 各地区ごみステーションの充実
 - ・ 集積場施設設置に対する補助金の交付
- エ 空き缶の回収体制の充実
 - ・ 分別容器の支給
 - ・ 空き缶回収機の活用
- オ ペットボトルの回収体制の充実
 - ・ 分別容器の支給
 - ・ ペットボトル回収機の活用
- カ 空きビンの回収体制の充実
 - ・ 分別容器の支給

(4) 循環資源の有効利用

- ア 各種リサイクル法の円滑な運用
各種リサイクル法の円滑な運用を図るための啓蒙、啓発
- イ グリーン購入の推進
グリーン購入の啓蒙、啓発
- ウ 剪定枝の資源活用推進
住民への剪定枝粉碎機無料貸出による剪定枝の資源活用に関する啓蒙、啓発
- エ 食品廃棄物の再生利用の促進
住民、食品取扱事業者に対する食品廃棄物の再生利用に関する啓蒙、啓発

別紙 1

種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体

1. 家庭系一般廃棄物

◎町回収分

種 類	令和2年度 実績 t/年	令和3年度 実績見込み t/年	令和4年度		収集 回数	処 分	
			排出量 t/年	要処理量 t/年		処理主体	処分方法
可燃ごみ	1289.1	1283.3	1280.0	1280.0	週2回	西濃環境整組合	焼却処分
不燃ごみ	139.5	137.0	135.0	135.0	月1回	西南濃粗大廃棄物 処理組合	破碎有価物回 収後に焼却又 は埋立処分
粗大ごみ	80.0	64.1	60.0	60.0	年4回		
CD・DVD	0.3	0.1	0.1	0.1	持 込	※可燃ごみとして処分 焼却処分	
紙 類	295.8	304.0	310.0	310.0	持 込	株式会社 イビ 株式会社 イビ (アルミ) (スチール) 岐阜県関刃物産業連合会 (刃物類) 特定非営利活動法人 ピープルズコミュニティ 今村金属株式会社 ティーエムエルデ株式会社 丸硝株式会社 株式会社エフピコ ティーエムエルデ株式会社 株式会社岐阜リサイクルセ ンター 株式会社エフピコ 河田フェザー株式会社(羽毛 製品) 特定非営利活動法人ネク スト 株式会社アビツ 王子製紙株式会社 マルイワ産業有限会社 西南濃粗大廃棄物処理組合 プリンターメーカー各社 一般財団法人JBR C 株式会社アビツ	
布 類	41.2	41.2	41.2	41.2	持 込		
小物金物類	1.7	1.8	1.9	1.9	持 込		
生ごみ	44.4	63.3	65.0	65.0	持 込		
空き缶	22.9	24.2	25.0	25.0	月1回		
ビ ン	48.1	43.6	42.0	42.0	月1回		
ペットボトル	31.0	35.8	37.0	37.0	月1回		
その他プラスチック 製容器包装	19.0	19.7	20.0	20.0	月1回		
発泡トレイ	3.2	4.6	5.0	5.0	持 込		
ふとん類 (羽 毛含有率 50% 以上)	0.2	0.1	0.1	0.1	持 込		
ふとん類 (羽 毛含有率 50% 未満、それ以 外)	4.9	4.7	4.5	4.5	持 込		
バッテリー	0.8	0.7	0.6	0.6	持 込		
割り箸	0.1	0.1	0.1	0.1	持 込		
廃食用油(kl)	1.9	1.4	1.2	1.2	持 込		
蛍光灯・電池	4.5	4.2	4.0	4.0	持 込		
インカートリッジ	0.1	0.1	0.1	0.1	持 込		
小形充電式 電池	—	—	—	—	持 込		
小型家電	7.1	6.2	6.0	6.0	持 込		
合計	2,035.8	2040.2	2038.8	2038.8			再資源利用

別紙 1

◎集団回収分

種 類	令和2年度 実績 t/年	令和3年度 実績見込み t/年	令和4年度		収集・運搬		処 分	
			排出量 t/年	要処理量 t/年	処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
紙 類	0	10.9	117.5	117.5	委託業者	小中学校事業 計画による	大垣市資源 再利用推進 事業会 他	再資源利用
布 類	0	0.5	5.0	5.0	委託業者	〃		
空き缶	0	0.1	1.4	1.4	委託業者	〃		
合計	0	11.5	123.9	123.9				

◎瓦れき類

種 類	令和2年度 実績 t/年	令和3年度 実績見込み t/年	令和4年度		収集・運搬		処 分	
			排出量 t/年	要処理量 t/年	処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
瓦れき類	29.9	93.7	30.0	30.0	個人	毎週月・水・ 金曜日と第3 日曜日	町	埋立処分

2. 事業系及び直接搬入一般廃棄物

種 類	令和2年度 実績 t/年	令和3年度 実績見込み t/年	令和4年度		収集・運搬	処 分	
			排出量 t/年	要処理量 t/年		処理主体	処分方法
可燃ごみ	576.0	578.0	579.0	579.0	許可業者が収集 運搬又は事業者 等が直接搬入	西濃環境整備組合	焼却処分
不燃ごみ	27.0	26.1	26.0	26.0	許可業者が収集 運搬又は事業者 等が直接搬入	西南濃粗大廃棄物 処理組合	破碎有価物回収後 焼却又は埋立処分
合計	603.0	604.1	605.0	605.0			

別紙2

廃棄物ごとの運搬量及び事業者

区分	種類	令和3年度 運搬量見込み t/年	令和4年度 運搬量 t/年	事業者
生活系	可燃ごみ	1283.3	1280.0	山田嘉則
	不燃ごみ	137.0	135.0	山田嘉則
	粗大ごみ	64.1	60.0	山田嘉則
	CD・DVD	0.1	0.1	町
	紙類	304.0	310.0	株式会社 イビ
	布類	41.2	41.2	株式会社 イビ
	小物金物類	1.8	1.9	株式会社 イビ(アルミ) 株式会社 イビ(スチール) 町(刃物類)
	生ごみ	63.3	65.0	特定非営利活動法人ビープルズコミュニティ
	空き缶	24.2	25.0	山田嘉則 ティーエムエルデ株式会社
	ビン	43.6	42.0	山田嘉則 油屋商店(酒ビン、ビールビン)
	ペットボトル	35.8	37.0	山田嘉則 ティーエムエルデ株式会社
	その他プラスチック 製容器包装	19.7	20.0	山田嘉則
	発泡トレー	4.6	5.0	特定非営利活動法人ビープルズコミュニティ
	ふとん(羽毛含有率 50%以上)、カーペッ ト	0.1	0.1	河田フェザー株式会社(羽毛製品)、カー ペットは可燃ごみとして処分
	ふとん(羽毛含有率 50%未満、それ以外)	4.7	4.5	特定非営利活動法人ネクスト
	バッテリー	0.7	0.6	株式会社 アビツ
	割り箸	0.1	0.1	町
	廃食油(kl)	1.4	1.2	マルイワ産業有限会社
	蛍光灯・電池	4.2	4.0	町
	インクカートリッジ	0.1	0.1	町
小形充電式電池	—	—	一般財団法人JBRC	
小型家電	6.2	6.0	株式会社アビツ	
事業系及び直 接搬入	可燃ごみ	578.0	579.0	トバナ産業株式会社 株式会社野々村商店 直接搬入
	不燃ごみ	26.1	26.0	トバナ産業株式会社 株式会社野々村商店 直接搬入
合計		2644.3	2643.8	

別紙3

令和4年度 し尿収集日程表

年	月	日	地区名
R 4	4	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	5	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	6	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	7	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	8	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	9	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	10	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	11	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	12	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
R 5	1	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	2	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	3	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束 (川西) 塩喰 (川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷

《輪之内町》

令和4年度

ごみの分け方、出し方

★資源ゴミはエコドームへ持込みましょう。

集積場で収集するごみ（家庭から排出される生活ごみに限る）					一時大量ごみ				
可燃ごみ	不燃ごみ	その他プラスチック製容器包装	かん類	ペットボトル					
<p>必ず町指定のごみ袋に入れて排出ください</p> <p>・生ごみ、割りばし（エコドームでも回収しています）  ・せん定枝（直径7cm以下）（エコドームで予約後買出し）  ・プラスチック製品（金属のついていないもの）（その他プラスチック製容器包装以外のもの） ・紙おむつ（汚物は取り除く） ・紙くず ・資源にならない布類 ・トイレットペーパー及びラップの芯 ・じゅうたん（50cm角以下に縦断のこと）</p>					<p>・日用品（金属のついていないもの） ・金属製品 ・陶磁器製品 ・ガラス製品</p>  <p>・植木鉢 ・小型家電製品（下欄の小型家電製品は、エコドームでも回収しています。） ・スプレー缶（爆発や火災の危険があるため、必ず使い切ってから、穴をあけて出してください）（エコドームでも回収しています）</p>	<p>・シャンプー・リンスのボトル ・洗剤ボトル ・サラダ油の容器 ・その他プラスチック製の袋 等</p>  <p>出し方 ・水洗いをして、ラベルやシール、ポンプをはずして出してください。 ・発泡スチロール</p> 	<p>出し方 ・アルミ缶、スチール缶に分けて出してください。 ・飲料用、食用に限る。（中身をよく洗って）</p>  <p>出し方 色別に分けて 無色  茶色  その他 ・キャップと金具ははずして出してください。</p>	<p>リサイクルできるペットボトルの見分け方</p> <p>・ボトルのどこかに♻のマークが付いています。 ・底が丸いヘン状になっています。 ・リサイクル出来るボトルは飲料、しょうゆ、めんつゆ・ノンオイルドレッシングの調味料等のペットボトルだけです。 ・湯・しょうゆのボトルで取っ手のついているものもペットボトルです。</p>  <p>出し方 PET  キャップを びんを 洗淨 する</p>	<p>引越等、大量のごみは事前に役場・住民課にて手続きをし、直接処理場へ搬入してください。</p> <p>もえるごみ 西濃環境情報センター(0585)32-4153 処分料:100円/10kg もえないごみ 西濃環境大規模廃物処理センター(0584)37-2103 処分料: 100kg以下一律1,000円 100kg以上は10kg毎に100円加算</p> <p>事業系ごみ 電器店、飲食店、商店等の事業活動に伴って生じたごみは、収集運搬許可業者へ依頼して処分してください。</p> <p>町では回収しないごみ ・農機具農業用資材 ・バイク ・自動車部品 ・エンジンオイル類 ・自動車タイヤ ・ホイール ・ガスボンベ類 ・消火器 ・薬品類 ・その他 危険物</p>

エコドームで回収しているごみ				
生ごみ類	かん類	紙類	小型家電	粗大ごみ
<p>・生ごみ（水分をよく切って） ・廃食用油</p>  <p>プラスチック類 ・その他プラスチック製容器包装 ・ペットボトル（無色・有色）※水洗いすること ・ペットボトルキャップ ・発泡スチロール ・発泡トレー（白色・有色）※水洗いすること</p> <p>出し方  コップ、ティーパック、缶</p> <p>小型金物類 ・フライパン、なべ、やかん ・アルミまたはスチール製のもの</p>	<p>・アルミ缶、スチール缶、缶詰 ・缶詰 ※水洗いすること ・スプレー缶 ※中身、ガスを放いで穴をあけたもの</p> <p>びん類 ・無色、茶色、その他色びん ・ビールびん ・一升びん ※水洗いすること</p> <p>ふとん類 ・ふとん、毛布、座布団 など</p> <p>その他 ・インクカートリッジ ・刃物類（包丁、カミソリ、ハサミ等） ・わりばし</p>	<p>・新聞紙・雑誌 ・チラシ・ダンボール ・飲料用紙パック ・その他紙類</p> <p>出し方 1袋あたり、厚み約10cm以内、長さ約100cm以内、重量約5kg以内の束にして出す</p> <p>トイレットペーパー、ショップの芯、シールは可燃ごみで回収します。</p> <p>布類 ・衣服、毛布、シャツなど ・カーテン ※金属類は取り外すこと</p> <p>有害ごみ ・乾電池 ・小型充電式電池 ・バッテリー類（車用含む） ・電球、蛍光灯、LED</p>	<p>・携帯電話端末 携帯電話、PHS、スマートフォン ・映像機器 デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVDプレーヤー/レコーダー、HDDプレーヤー/レコーダー、BDプレーヤー/レコーダー、TVチューナー ・音響機器 カセットテーププレーヤー/レコーダー、CDプレーヤー/レコーダー、MDプレーヤー/レコーダー、携帯音楽プレーヤー（メモリー式・HDD式）、ラジオ、録音器 ・電子書籍端末 電子辞書、電子手帳、電子書籍 ・カー用品 カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューン、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVDプレーヤー、カーMDプレーヤー、カーナビ、カーアンブレラ、VICISユニット、ETC車載ユニット</p> <p>・ゲーム機 家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム機 ・パソコン ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット端末、液晶モニター、プリンター ・補助記憶装置 ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード ・通信機器 電話機、ファクシミリ、定額課金装置（モデム）、ルーター・スイッチ ・その他 リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等</p> <p>※電気（電池）で動作する機器のみが回収対象です。 ※木製品（木質スピーカー等）は回収できません。 ※取り外し可能な電池・バッテリー類は取り外してください。 ※個人情報は必ず消去してください。 ※ボット、トースター、ミキサー等の台所用器具は不燃ごみとして出してください。</p>	<p>・大型家具 ・大型家電製品 ・自転車 など指定袋に入らない大型ごみ</p> <p>※粗大ごみ回収期間のみ回収します。 ※有料回収です。エコドーム持込み:100円/点 ※令和4年度より個別回収3件/月/点</p> 
<p>法律に定められた下記家電6品目は町では回収できません（販売店等にご相談ください）</p>  <p>テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン</p>				

★輪之内町エコドーム TEL. 69-5374 開館時間…午前9時～午後5時（GW・お盆も開館しています。） 休館日…毎週木曜日（祝日の場合も休館）12/30～1/3・ふれあいフェスタ開催日

★決められた場所に決められた日時までに出しましょう。（当日朝8時又は、地区により指定されている場合は、その時間）

令和4年度 各地区別ごみ収集カレンダー

仁木地区 ※1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ プラスチック製品 ビニール製品 <small>(資源物除き リサイクル 製品以外のもの)</small>	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・6 10・13 17・20 24・27 31
不燃ごみ	7	12	9	7	4	8	6	10	8	12	9	9
粗大ごみ			20~22 24~26			19~21 23~25			5~7 9~11			13~15 17~19
かん類・ペットボトル	5	10	7	5	2	6	4	8	6	10	7	7
ビン類	6	11	8	6	3	7	5	9	7	11	8	8
その他プラスチック製 容器包装	6	11	8	6	3	7	5	9	7	11	8	8

※1 福東新田区、中郷新田区、藻池新田区、海松新田区、大吉新田区、松内区、下大樽新田区、下大樽区が対象です。

福東地区 ※2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ プラスチック製品 ビニール製品 <small>(資源物除き リサイクル 製品以外のもの)</small>	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・6 10・13 17・20 24・27 31
不燃ごみ	14	19	16	14	18	15	20	17	15	19	16	16
粗大ごみ			20~22 24~26			19~21 23~25			5~7 9~11			13~15 17~19
かん類・ペットボトル	12	17	14	12	16	13	18	15	20	17	14	14
ビン類	13	18	15	13	17	14	19	16	21	18	15	15
その他プラスチック製 容器包装	13	18	15	13	17	14	19	16	21	18	15	15

※2 本戸区、中郷区、里東区、里西区、南波区、福東北部区、福東南部区、塩俣川東区、塩俣川西区が対象です。

大藪地区 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ プラスチック製品 ビニール製品 <small>(資源物除き リサイクル 製品以外のもの)</small>	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・6 10・13 17・20 24・27 31
不燃ごみ	28	26	23	21	25	22	27	24	22	26	16	30
粗大ごみ			20~22 24~26			19~21 23~25			5~7 9~11			13~15 17~19
かん類・ペットボトル	26	24	21	19	23	20	25	22	27	24	21	28
ビン類	27	25	22	20	24	21	26	16	21	25	22	29
その他プラスチック製 容器包装	27	25	22	20	24	21	26	16	21	25	22	29

※3 大藪西相区、大藪東相区、本通り区、楡俣北部区、楡俣南部区、楡俣新田区、四郷北部区、四郷南部区が対象です。

ゴミのポイ捨てや野焼きはやめましょう

散歩中のペットのフンは持ち帰りましょう

町指定のゴミ袋には必ずラベルを記入しましょう

一般廃棄物収集運搬業許可業者

(特別管理一般廃棄物を除く事業系ごみ)

令和4年・5年度

業 者 名	代表者氏名	所 在 地	電 話 番 号
トバナ産業株式会社	川島 典子	大垣市外花6丁目46番地	0584-89-7609
株式会社野々村商店	野々村 清	岐阜市則松2丁目157番地	058-239-9921

使用車輛

業 者 名	種 類	車 両
トバナ産業株式会社	し尿・浄化槽汚泥	10.00トン×2台 (バキューム車) 3.40トン×1台 (バキューム車) 3.00トン×11台 (バキューム車)
	ごみ	2.80トン×1台 (塵芥車) 3.50トン×1台 (塵芥車) 0.35トン×1台 (貨物車) 2.00トン×1台 (貨物車)
株式会社野々村商店	ごみ	1.80トン×3台 (塵芥車) 2.30トン×1台 (塵芥車) 2.45トン×1台 (塵芥車) 2.75トン×1台 (塵芥車) 2.95トン×1台 (塵芥車) 3.00トン×1台 (塵芥車) 3.10トン×2台 (塵芥車) 3.20トン×1台 (塵芥車) 5.70トン×2台 (塵芥車) 5.80トン×1台 (塵芥車) 6.00トン×2台 (塵芥車) 6.70トン×2台 (塵芥車) 2.00トン×2台 (貨物車) 3.30トン×1台 (貨物車) 3.75トン×1台 (貨物車) 3.75トン×1台 (コンテナ車) 3.85トン×1台 (コンテナ車) 4.05トン×1台 (コンテナ車) 11.10トン×1台 (コンテナ車) 11.50トン×1台 (コンテナ車) 2.30トン×1台 (冷蔵冷凍車) 3.35トン×1台 (冷蔵冷凍車)

